

京都市告示第 70 号

昭和60年9月26日京都市告示第128号(京都市道路占用許可基準)の一部を次のように改める。

平成25年4月8日

京都市長 門川 大作

第1条第1項各号列記以外の部分中「第5号」を「第7号」に改め、「第6号」を「第9号」に改める。

第3条第4号中「標識」を「標識及び」に改め、「及び商店街のアーケード内」を削り、次のただし書を加える。

ただし、地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物については、この限りでない。

第3条第5号中「公益法人」を「公益社団法人、公益財団法人」に改め、「認められるとき」の右に「、又は第3条第4号ただし書の規定による時」を加える。

第8条第1号中「、商店会、町内会その他これら」を「又はこれ」に改め、「できること。」の右に「灰皿は歩行者の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与するものに限る。」を加える。

第8条第4号中「くずかご」を「灰皿等」に改め、「対角線」を「一辺」に改め、「0.4」を「0.6」に改め、「0.9」を「1.1」に改める。

第8条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 灰皿等には、管理者名及び連絡先を表示すること。

附 則

この改正基準は、告示の日から施行し、同日以降の許可に係る占用物件について適用する。ただし、第1条第1項の改正規定は平成25年4月1日に施行する。

(建設局土木管理部道路河川管理課)